長野県暮らしサポートセンター規約

第１章 総則

（名　称）

第１条 この団体は、名称を「長野県暮らしサポートセンター」と称する。

（事務所）

第２条 この団体は、事務所を長野県長野市県町 523 に置く。

第２章　目的及び活動

（目　的）

第３条 この団体は、長野県労働者福祉協議会が行う「生活あんしんネットワーク」事業遂行を目的とするとともに、勤労者の暮らしに関する安定や安全の確保及び暮らしに関するさまざまな不安を解消するため、地域を基盤とする労働福祉団体や労働組合をはじめ目的を同じくする各種団体と連携しつつ、勤労者の暮らし全般に関わる支援活動を行うことにより、勤労者の福利共済活動の促進及び生活の安定と福祉増進を目指すことを目的とする。

（活　動）

第４条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 会員に対する生活や福祉増進に関する情報の提供

(2)「長野県暮らしサポートセンター」のネットワーク強化及び会員拡大活動

(3) 長野県労働者福祉協議会と連携した事業活動

(4) 長野県労働金庫及びこくみん共済 coop などの金融・共済事業の利用促進及び普及活動

(5) その他、この団体の目的を達成するために必要な活動

第３章　会　員

（会員構成）

第５条 この団体は、本団体の地域組織として活動を一体化する「地区暮らしサポートセンター」（以下「地区センター」という）並びに第３条の目的及び第４条の活動の主旨に賛同する団体をもって構成する。

２　団体会員として加入する場合には、本団体所定の書式による入会申込を行い、本団体の幹事会の承認を得なければならない。

（地域組織の規約）

第６条　「地区センター」の規約は別に定める。

第４章　役　員

（役員の区分）

第７条　この団体に、次の役員をおく。

(1) 会　長　　１名

(2) 副会長　　２名

(3) 事務局長　　１名

(4) 事務局次長　1名

(5) 幹　事　　13名

(6) 会計監査　　2名

(役員の選任等)

第8条　役員は、総会において選任する。

2　設立時の役員選出においては別に定める附則による。

(役員の職務)

第9条　会長はこの団体を代表し、業務を統括する。

2　副会長は、会長を補佐して、会長に事故あるときはその職務を代理しその職務を行う。

3　事務局長は事務局業務を統括する。

4　事務局次長は事務局長を補佐して事務局業務を執行する。

5　幹事は、この団体の業務に参画し構成し、業務の執行を決定する。

6　会計監査は、この団体の会計状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第10条　役員の任期は2年とする。

2　役員の再任はそれを妨げない。

3　役員に欠員が生じた時は、幹事会で補選する。

第5章　　総　会

(総　会)

第11条 この団体の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第12条 総会は、「地区センター」より選出された代議員により構成する。

2　代議員は「地区センター」ごとに2名を選出するものとする。但し、各地区センターの会長は、この団体の役員のため、代議員となることはできない。

(総会の権能)

第13条 総会は、この団体の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 規約の改定、改廃

(2) 活動計画および収支予算

(3) 活動報告および収支決算

(4) 役員の選任または解任、職務および報酬等の決定

(5) 事務局の組織および運営

(6) その他、この団体の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年1回、5月に開催する。

2　臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、開催することができる。その場合の運営は、通常総会と同様とする。

（総会の招集）

第 15 条　 総会は、会長が招集する。

2　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を示した書面等により、会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 17 条 総会は、代議員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。

（総会の議決）

第 18 条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の表決等）

第 19 条　やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決を委任することができる。

2　本規約第 19 条 1 号の規定により表決を委任した代議員は、総会に出席したものとみなす。

第 6 章　幹事会

（幹事会の構成）

第 20 条　幹事会は本規約第 7 条における役員をもって構成する。

（幹事会の権能）

第 21 条 幹事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行

(3) 会員加入に関する事項

(4) 地区暮らしサポートセンターの規約改正に関する事項

(5) その他、この団体の運営に関する重要事項

（幹事会の開催）

第 22 条　幹事会は、会長が必要と認めたときは、会長が役員を招集し随時開催することができる。

（幹事会の議長）

第 23 条　幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

（三役会の設置）

第 24 条　幹事会は、第 4 条に記載された活動の適正を期すこと及び幹事会に提出される議案内容の検討を目的として三役会を設置する。

第 25 条　三役会は、幹事会の構成員の内、会長、副会長、事務局長、事務局次長で構成し、招集及び議長は会長が行うこととする。

第 26 条　三役会は、協議した事項について幹事会に適宜報告しなければならない。

第７章　会　計

（事業年度）

第 27 条　この団体の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

（経　費）

第 28 条　この団体の経費は配当金、寄付金、預金利息及びその他の収入をもって充てる。

第 8 章　　附　則

（実施の時期）

第 29 条　この規約は、この団体の成立の日から施行する。

（設立時の役員選任）

第 30 条　この団体の設立当初の役員は、第 8 条の規定に関わらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 10 条の規定に関わらず、この団体の成立の日から次回総会までとする。

（設立時の事業年度）

第 31 条　この団体の設立当初の事業年度は、第 27 条の規定にかかわらず、この団体の成立の日から 2009 年 3 月 31 日までとする。

（規約の改廃）

第 32 条　この規約の改廃は長野県暮らしサポートセンター総会にて行う。

（規約の発効）

第 33 条　本規約は 2008 年 9 月 29 日より始まる。

この規約は一部改正し、2009 年 5 月 21 日より施行する。

この規約は一部改正し、2012 年 5 月 21 日より施行する

この規約は一部改正し、2021 年 5 月 27 日より施行する

この規約は一部改正し、2022 年 5 月 20 日より施行する。

この規約は一部改正し、2023 年 5 月 18 日より施行する。

この規約は一部改正し、2024 年 5 月 17 日より施行する。